

別表 1 (第 3, 第 5, 第 12, 第 17 関係) 補助対象事業

補助 対象 事業	事業区分	実施区分	内容
1 設備 整備 事業	(1) 既存設備等 を高効率な設 備等へ更新等 する事業(補 助対象経費が 100万円以上 のものに限 る。) (以 下「高効率設 備等導入事 業」という。)	イ 脱炭素化枠	<p>高効率な設備等の利用等により, 化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する次の事業で, 別紙に定める要件に該当する事業</p> <p>(イ) 民生業務用建築物において, ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(以下「ZEB」という。)の実現に必要な設備等を設置する事業</p> <p>(ロ) パリ協定が求める水準(世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え, また1.5℃に抑えること)と整合する温室効果ガス排出削減目標(以下「SBT」という。)の達成に必要な設備等を設置する事業</p>
		ロ 大規模削減枠	<p>高効率な設備等の利用等により, 化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する事業で, 二酸化炭素排出削減量が100t-CO2/年以上となる事業</p>
		ハ エネルギーマネジメントシステム枠(以下「EMS枠」という。)	<p>高効率設備等の導入に併せて, 当該設備のエネルギー使用量の計測, 接続機器の制御, 制御ログの保存等, 可視化する機能を有するEMSを設置する事業</p>
		ニ 省エネルギー診断枠(以下「診断枠」という。)	<p>省エネルギー診断実施機関による省エネルギー診断等の診断結果に基づいて設備等を設置する事業</p>
		ホ 県産ものづくり振興枠(以下「県産枠」という。)	<p>県による認定制度に基づく認定等を受けてから3年以内の製品等又は県の補助事業により開発し, 上市後3年以内の設備等を設置する事業</p>
		ヘ 一般枠(省エネ)	<p>実施区分欄のイからニまでに該当しない事業</p>
	(2) 再生可能エネルギー等設備を新たに整備する事業(以下「再生可能エネルギー等設備導入事業」とい	イ エネルギー自立促進枠	<p>再生可能エネルギー等の利用等により, 化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する次の事業で, 別紙に定める要件に該当する事業</p> <p>(イ) 民生業務用建築物において, ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業</p> <p>(ロ) 事業で使用する電力を全て再生可能エネルギー等で調達するために必要な設備等を設置する事業</p> <p>(ハ) SBTの達成に必要な設備等を設置する事業</p>

	う。)	□ 一般枠（再エネ）	事業活動に再生可能エネルギー等を利用する事業
2 研究 開発 等事 業	県内由来の再生可能エネルギー活用等，県内の二酸化炭素の排出削減に資する事業化検討・事業性調査，技術の研究開発・実証事業等	イ 課題提示型	(イ) 木質バイオマス，地中熱及び温泉熱の地産地消エネルギーとしての導入促進に資する先導的な取組 (ロ) ZEB（パッシブ技術）や二酸化炭素回収・有効利用・貯留，ブルーカーボンなど，化石エネルギー由来の二酸化炭素削減に資する先導的な取組
		□ 自由提案型	課題提示型以外の取組

別表2（第3関係） 対象設備等

補助対象事業	事業区分	事業区分にかかる要件	実施区分	実施区分にかかる要件
1 設備整備事業	(1) 高効率設備等導入事業	以下の全てを満たす設備等であって、省エネルギー効果が明確であること。	(イ) 脱炭素化枠	・ 県内の民生業務用建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な設備等であること。
			(ロ) 大規模削減枠	・ 100t-CO2/年以上の二酸化炭素排出削減の可能な設備等であること。
		イ 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備 ロ 事業所内に設置し、又は使用する設備	(ハ) EMS枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。 ・ 経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネマネ事業者における補助対象設備等であること。 ・ エネマネ事業者との間で、1年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されること。
		ハ 発電機能を有しない設備 ニ 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備 ホ 省エネルギー効果の比較対象がある設備	(ニ) 診断枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に定める省エネルギー診断の結果に基づき実施されるものであること。 ①一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 ②中小企業等に対する省エネルギー診断事業（資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」で採択された省エネ支援団体「省エネお助け隊」）による診断 ③エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事象者等における、エネルギー管理士が行う診断 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断が、本補助金の応募締切日の3年前から申請日までの間に実施されていること。
		ヘ 償却資産登録される設備 ト 費用対効果が、知事が別に定める一定の数値以上である設備	(ホ) 県産枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入設備が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品又は「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから3年以内の設備、又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備の全部又は一部を導入する事業であること。 ・ 導入設備が「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備かつ上市後3年以内の設備の全部又は一部の導入事業であること。
		(ヘ) 一般枠（省エネ）	・ 事業区分（1）の事業区分にかかる要件を満たす事業であること。	
再生	(2)	設備等は、補助金の交付の決定	(イ) 太陽光発電	・ 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施行する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合

可能 エネ ルギ 一 等 設 備 導 入 事 業	を受けた者が所有、又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益している施設又は用地に設置するものであること。なお、所有権以外の権原に基づき使用及び収益している施設等に設置する場合は、書面により当該施設等の所有者の承諾を得ること。		は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上 ・過積載する場合は、原則として、過積載率（太陽電池モジュール最大出力の合計値／パワーコンディショナ出力の合計値）が140%を超える太陽電池モジュールは補助対象外とする。
		(ロ) 風力発電	・1地点当たりの出力10kW以上 20kW未満
		(ハ) バイオマス発電	・発電出力5kW以上1,000kW未満 ・地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
		(ニ) 水力発電	・発電出力1,000kW以下（システムの定格出力（日本産業規格に基づく試験成績表の実測値の合計）でkW単位の小數切捨）
		(ホ) 地熱発電	・バイナリーサイクル発電方式に限る。
		(ヘ) 太陽熱利用	・集熱器総面積10㎡以上
		(ト) 温度差エネルギー利用	・熱供給能力0.1GJ/h（0.02Gcal/h）以上 ・温度差エネルギー依存率40%以上
		(チ) バイオマス熱利用	・バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h（0.047Gcal/h）以上 ・地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
		(リ) 雪氷熱利用	・冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
		(ヌ) 地中熱利用	・暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が10kW以上
		(ル) ガスコージェネレーション	・発電出力5kW以上
		(ヲ) 燃料電池	・発電出力3kW以上
		上記(イ)から(ホ)に掲げる設備等と併せて導入する蓄電池	・対象設備等を設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定され、かつ、当該対象設備等から供給される電力を蓄電するもの。 ・併設することにより、再生可能エネルギー等の有効な活用に資すると認められるもの。 ・導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下

別表 3 (第 3, 第 8 関係) 補助対象経費

費目	対象経費
1 設備整備事業	
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入, 製造 (改修を含む) 又は据付け, 既存設備の撤去等に必要経費
工事費	事業に直接必要な配管, 配電等の工事に必要経費
その他経費	事業に直接必要な経費 (管理費等) で知事が承認した経費
2 研究開発等事業	
機械装置費	機械装置の購入, 試作・製作, 改良, 据付け, 借用又は修繕に直接必要な経費
構築物費	構築物の購入, 建造, 改良, 据付け, 借用又は修繕に直接必要な経費 (構築物は補助事業に必要不可欠で, 補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る)
原材料費	原材料費及び副資材の購入に直接必要な経費
工具器具費	工具器具の購入, 試作・製作, 改良, 据付け, 借用及び修繕に直接必要な経費
外注費	分析, 加工及び設計等の請負外注に直接必要な経費
指導受入費	外部からの指導を特に必要とする場合に直接必要な経費
共同開発費	大学, 研究機関, 事業者等と共同で研究・開発を行う場合に直接必要な経費
旅費	事業に必要な知識, 情報, 意見等の収集のための調査に直接必要な旅費
委託費	調査・分析委託費, 意匠開発委託費
諸経費	事業に直接必要な光熱水料, 会議費, 委員会費, 通信料, 借料, 図書資料費, 運送費等
その他経費	事業に直接必要な経費 (管理費等) で知事が承認した経費

※ 補助事業の実施に直接必要でない経費 (消費税及び地方消費税, 振込手数料, 土地取得・賃借料, 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) 第 4 条に規定する特定契約 (以下「特定契約」という。) の申込みに係る電力工事負担金, 申請書作成費, 損害保険料・エネルギー管理支援サービス契約に係るサービス費用等の設備の運用に係る経費, 各種届出に要する経費等) は補助対象外とする。

別表4（第3，第8，第9関係） 関係法令

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 9 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 13 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- 16 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）
- 19 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 20 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- 21 1から20までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

別表5（第4関係） 補助率、補助限度額及び補助事業期間

1 設備整備事業			
(1) 別表1の事業区分欄の(1) 高効率設備等導入事業			
実施区分	補助率	補助限度額	補助事業期間
イ 脱炭素化枠	1/2以内	10,000千円	1か年
ロ 大規模削減枠	1/2以内	10,000千円	
ハ EMS枠	EMSは1/3以内。EMSに併せて設置する設備等は、該当する実施区分の補助率	5,000千円	
ニ 診断枠	1/2以内		
ホ 県産枠	1/2以内		
ヘ 一般枠（省エネ）	1/3以内		
(2) 別表1の事業区分欄の(2) 再生可能エネルギー等設備導入事業			
実施区分	補助率	補助限度額	補助事業期間
イ エネルギー自立促進枠	1/2以内	20,000千円	1か年
ロ 一般枠（再エネ）			
別表2の事業区分欄(2)の実施区分欄(イ)の設備等((イ)の設備等と同時に導入する蓄電池を含む)	1/3以内	自家消費 (50%未満の余剰売電可) 20,000千円	1か年
別表2の事業区分欄(2)の実施区分欄(ロ)から(ヲ)までの設備等	1/2以内	自家消費 (50%未満の余剰売熱電可) 20,000千円 自家消費以外 10,000千円	
2 研究開発事業			
実施区分	補助率	補助限度額	補助事業期間
イ 課題提示型	2/3以内	1年度当たり5,000千円（ただし、別紙に定めるとおり、県が設定する課題について、補助金の交付決定後に県が主催する産学官連携会議に参画して課題解決に取り組む場合は1年度当たり10,000千円）	2か年以内
ロ 自由提案型	1/2以内	1年度当たり5,000千円	2か年以内

別表6（第5関係） 補助金交付申請書の添付書類

	内容
補助金交付申請書の添付書類	<p>1 設備整備事業</p> <p>(1) 別表2の事業区分欄の(1) 高効率設備等導入事業</p> <p>イ 実施区分欄(イ)から(へ)までの全ての区分に共通する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施計画書 ② 収支予算書(別紙1) ③ 事業に関する参考見積書(2社以上の相見積もりの上、取得した全てを提出) ④ 二酸化炭素排出量簡易換算シート ⑤ 省エネルギー効果の根拠(効果量の算出過程が分かる資料) ⑥ 補助事業の実施事業所の周辺地図 ⑦ 補助事業の実施事業所内における導入設備の全体配置図 ⑧ 設備の配置図, システム図 ⑨ 補助対象設備の機能, 仕様, 機構図等 ⑩ エネルギー使用量実績(上記⑤に入力した数値)の根拠書類 ⑪ 暴力団排除に係る誓約書, 役員名簿(別紙2・3) ⑫ 自認書(別紙4) ⑬ 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので, 全ての県税に未納がないことを証明するもの) ⑭ 法人にあっては登記簿謄本又は現在事項全部証明書, 個人事業者にあっては住民票の写し(発行から3か月以内のもの)及び青色申告に係る納税地が県内の住所地, 居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面(事業所得に係る納税通知書の写し等) ⑮ 事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合には, 所有者の同意書 ⑯ 会社概要(会社案内のパンフレット等) ⑰ その他知事が必要と認めるもの。 <p>ロ 実施区分欄(イ)の区分の場合, (1)に加えて必要となる書類(該当する書類のみ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設が, 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの。 ・登記事項証明書(新築の場合は建築確認済証等) ・その他知事が必要と認めるもの。 ② SBTの達成に必要な設備等を設置する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・参加を申し込んでいる場合は, その事実を証明するもの。 ・スコープ1, 2及び3(該当する場合)の設定目標の内容が分かる資料 ・その他知事が必要と認めるもの。 <p>ハ 実施区分欄(ハ)の区分の場合, (1)に加えて必要となる書類(該当する書類のみ)</p>

- ① 導入設備が経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネマネ事業者における補助対象設備等であることを証明するもの。
- ② その他知事が必要と認めるもの。

ニ 実施区分欄（ニ）の区分の場合、（１）に加えて必要となる書類
（該当する書類のみ）

- ① 次に定める事業による省エネルギー診断の結果報告書（令和元年度から令和３年度までに取得したものに限り）の写し
 - ・一般財団法人省エネルギーセンターによる診断
 - ・中小企業等に対する省エネルギー診断事業（資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」で採択された省エネ支援団体「省エネお助け隊」）による診断
 - ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく特定事業者等における、エネルギー管理士が行う診断
- ② その他知事が必要と認めるもの。

ホ 実施区分欄（ホ）の区分の場合、（１）に加えて必要となる書類

- ① 設備等が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品、「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから３年以内の設備又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されてから３年以内の設備であることを証明するもの。
- ② 設備等が「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備で上市後３年以内であることを証明するもの。
- ③ その他知事が必要と認めるもの。

（２）別表２の事業区分欄の（２）再生可能エネルギー等設備導入事業

イ 実施区分欄（イ）（ロ）の全ての区分に共通する書類

- ① 実施計画書（実施計画書で添付を求めている書類を含む。）
- ② 事業経費の配分（別紙１）
- ③ 省エネルギー・環境改善効果（別紙２）
- ④ 機器構成図（構成機器と容量等）
- ⑤ 単線結線図
- ⑥ 補助対象設備の仕様書類
- ⑦ 参考図面（太陽光発電設備の場合はモジュールの配置図）
- ⑧ 想定発電電量の算出根拠（メーカー等による発電シミュレーション等）
- ⑨ 事業に関する参考見積書（２社以上の相見積もりの上、取得した全てを提出）
- ⑩ 導入設備の耐用年数期間中、設備の稼働が可能であることを確認できる書類（施設利用許可書、賃貸借契約書等の写し）

- ⑪ 投資回収計画表
- ⑫ 知事が別に定める経営診断ツールによる診断結果（別表2の事業区分欄（2）の実施区分欄（イ）に掲げる設備等の場合又は新規設立法人の場合は除く。）
- ⑬ 事業実施場所の位置図
- ⑭ 現地写真
- ⑮ （発電設備の場合）系統連携申込書等の写し（電力会社へ提出予定のもの等）
- ⑯ （該当する場合のみ）国の設備認定を受けない旨の念書
- ⑰ 関係法令手続状況報告書
- ⑱ 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- ⑲ 役員等名簿（別紙4）
- ⑳ 自認書（別紙5）
- ㉑ 県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）
- ㉒ 法人にあっては登記簿謄本又は現在事項全部証明書。個人事業者にあっては住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの。）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書等。写し可）
- ㉓ 直近1年間の財務諸表（ただし、直近1年間の決算が赤字の場合は、直近3年間の財務諸表。個人事業主の場合は確定申告書の写し）（別表2の事業区分欄（2）の実施区分欄（イ）に掲げる設備等の場合又は新規設立法人の場合は除く。）
- ㉔ 法人にあっては会社概要（会社案内のパンフレット等）。個人事業者にあっては営む事業の概要
- ㉕ その他知事が特に必要と認めるもの

ロ 実施区分欄（イ）の区分の場合、（1）に加えて必要となる書類（該当する書類のみ）

- ① ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業
 - ・対象施設が、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの。
 - ・登記事項証明書（新築の場合は建築確認済証等）
 - ・その他知事が必要と認めるもの。
- ② RE100等の達成に必要な設備等を設置する事業
 - ・RE100又は再エネ100宣言 ReActionに参加していることを証明するもの
- ③ SBTの達成に必要な設備等を設置する事業
 - ・参加を申し込んでいる場合は、その事実を証明するもの。
 - ・スコープ1、2及び3（該当する場合）の設定目標が分かる資料
 - ・その他知事が必要と認めるもの。

2 研究開発等事業

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業計画の全体像が分かる資料（任意様式）
- (4) （該当する場合のみ）県が主催する産学官連携会議により課題解決に取り組む内容が分かる資料（任意様式）
- (5) 事業に関する参考見積書（2社以上による相見積もりの上、取得した全てを提出。2社以上を徴収できない場合は理由書を添付）
- (6) 投資回収計画表（事業性のある研究開発等の場合）
- (7) 知事が別に定める経営診断ツールによる診断結果（新規設立法人の場合は除く。）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (9) 役員等名簿（別紙4）
- (10) 自認書（別紙5）
- (11) 県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）
- (12) 法人にあっては登記簿謄本又は現在事項全部証明書。個人事業者にあっては住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの。）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書等。写し可）
- (13) 直近1年間の財務諸表（ただし、直近1年間の決算が赤字の場合は、直近3年間の財務諸表。個人事業主の場合は確定申告書の写し）（別表2の事業区分欄（2）の実施区分欄（イ）に掲げる設備等の場合又は新規設立法人の場合は除く。）
- (14) 法人にあっては会社概要（会社案内のパンフレット等）。個人事業者にあっては営む事業の概要
- (15) その他知事が特に必要と認めるもの

別表7（第7関係） 審査方法及び交付決定方法

補助対象事業	事業区分	審査区分	審査方法	交付決定方法
1 設備整備事業	(1) 高効率設備等導入事業	脱炭素化枠	費用対効果（CO ₂ 排出削減量を補助対象経費で除した値）の算出	費用対効果の高い順
		大規模削減枠	費用対効果（CO ₂ 排出削減量を補助対象経費で除した値）の算出	費用対効果の高い順
		EMS枠	費用対効果（CO ₂ 排出削減量を補助対象経費で除した値）の算出	費用対効果（EMS枠及び診断枠は、別に定める加算措置後の費用対効果）の高い順
		診断枠		
		県産枠		
		一般枠（省エネ）		
	(2) 再生可能エネルギー等設備導入事業	エネルギー自立促進枠	審査会による総合評価	評価点の高い順
一般枠（再エネ）				
2 研究開発等事業	事業化検討・事業性調査、技術の研究開発・実証事業等	イ 課題提示型	審査会による総合評価	評価点の高い順
		ロ 自由提案型		

※ 補助対象事業欄1の事業のうち事業区分欄（1）のうちEMS枠及び診断枠に適用する加算措置は次のとおり。

$$(\text{EMS枠の費用対効果}) = (\text{CO}_2\text{排出削減量}) / (\text{補助対象経費}) \times 1.5$$

$$(\text{診断枠の費用対効果}) = (\text{CO}_2\text{排出削減量}) / (\text{補助対象経費}) \times 1.2$$

別表 8 (第 12 関係) 補助事業実績報告書の添付書類

	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<p>(1) 事業実績書 (事業実績書で添付を求めている書類を含む。)</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 補助事業の契約 (見積書, 契約書, 注文書, 注文請書等), 請求 (請求書等), 支払い (払込金受取書等) に係る証憑類の写し</p> <p>(4) 導入した設備等の一覧とその仕様書, 配置図等の資料</p> <p>(5) 取得財産等が資産登録されている, 又は登録予定であることが確認できるもの (固定資産台帳の写し等)</p> <p>(6) 施工前, 施工中, 施工完了時の写真</p> <p>(7) 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し (申請書と同一の口座名義人であって, 振込口座番号及び取扱店舗名が確認できるもの)</p> <p>(8) その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>・ 高効率設備等導入事業において, 業務用冷蔵空調機器を更新した場合は第一種フロン類充填回収業者による引き取り証明書の写し 等</p>